

北海道告示第 10807 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

令和 4 年 6 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン旭川春光店

旭川市春光 10 番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

13,085 平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日

令和 4 年 2 月 28 日

(6) 廃止する理由

店舗閉店のため

2 届出年月日

令和 4 年 5 月 26 日